

諮問番号：令和元年諮問第1号（文）

諮問日：令和元年10月10日

答申番号：令和2年度答申第1号（文）

答申日：令和2年6月25日

件名：平成31年度国立国会図書館職員採用試験に関する文書の不開示に関する件

答申書

第1 審査会の結論

平成31年度国立国会図書館職員採用試験（以下「平成31年度職員採用試験」という。）における第2次試験（人物試験）の各受験者の評価点別分布状況を記した事務文書及び平成31年度職員採用試験における第2次試験（専門記述試験（政治学）、英語試験）の各受験者の点数別分布状況を記した事務文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これらを保有していないとして開示しないとしたことは、妥当である。

第2 苦情申出人の主張の要旨

1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、国立国会図書館事務文書開示規則（平成23年国立国会図書館規則第4号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づく開示の求めに対し、国立国会図書館の館長（以下「館長」という。）が、本件対象文書は存在せず、保有していないため開示しないとしたところ、事務文書を特定の上、開示すべきであるというものである。

2 苦情の内容

苦情申出人の苦情の内容は、苦情の申出書の記載によると、次のとおりである。

人事院では、各国家公務員試験第2次試験における論述試験の点数別分布状況を記した文書を作成しており、開示請求によって何人も入手することができる。一方で、国立国会図書館では分布状況を作成していないのは怠慢ではないのか。もう一度よく探してほしい。

万が一分布状況を作成していなかったとしても、今後の試験実施時には是非分布状況表を作成し、開示請求者に交付するようになることを求める。それが、国家機関としての務めではないのか。

第3 調査審議の経過

1 調査審議の経過

- | | |
|-------------|--|
| ①令和元年10月10日 | 諮問
館長からの説明の聴取及び調査・審議 |
| ②令和元年11月21日 | 調査・審議 |
| ③令和2年1月10日 | 調査・審議 |
| ④令和2年2月28日 | 調査・審議を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。 |
| ⑤令和2年6月25日 | 調査・審議 |

2 本件事案の経緯

苦情の申出書及び館長の説明によると、本件事案の経緯は次のとおりと認められる。

苦情申出人から、令和元年8月2日付け「国立国会図書館事務文書の開示について」により、規則第3条に基づき、本件対象文書の開示の求めがあった。

この求めについて、館長は、令和元年8月30日付けで、求めのあった事務文書を開示しないこととする「事務文書不開示通知書」（令和元年国図総1908286号）を苦情申出人に送付した。この「事務文書不開示通知書」において、開示しない理由を、本件対象文書については、作成又は取得しておらず、保有していないため、規則第8条第2項の規定により、開示を求められた事務文書の全部を開示しない場合に当たるとした。

これに対し、苦情申出人は規則第11条第1項に基づき、令和元年9月2日付け文書により苦情を申し出、館長は、9月3日にこれを受領した。

3 館長の説明の要旨

(1) 本件対象文書

本件対象文書は、平成31年度職員採用試験における第2次試験（人物試験）の各受験者の評価点別分布状況を記した事務文書及び平成31年度職員採用試験における第2次試験（専門記述試験（政治学）、英語試験）の各受験者の点数別分布状況を記した事務文書である。

(2) 不開示理由

平成31年度職員採用試験における第2次試験（人物試験、専門記述試験（政治学）及び英語試験）（以下「平成31年度職員採用試験第2次試験」という。）の評価点別分布状況を記した事務文書及び点数別分布状況を記した事務文書は、作成又は取得していないから、そもそも存在しない。

文書管理システムに登録されている文書のみならず、文書管理システムに登録されず紙媒体で保存されている文書についても、十分探索を行ったが、該当する事務文書は存在しないことを確認した。

したがって、本件対象文書については、保有していない。このため、規則第8条第2項の規定により、開示を求められた事務文書の全部を開示しない場合に当たる。

(3) 苦情申出人の主張に対する所見

平成31年度職員採用試験第2次試験においては、受験者の試験結果等の情報を管理している受験者台帳に、各受験者の試験ごとの得点及び合計点を記入し、それを基に第2次試験の可否を判定した。評価点別分布状況及び点数別分布状況を事後の分析等に用いることもない。また、試験結果は、個別に可否の結果のみを通知しており、試験結果の公表も、合格者の受験番号と人数を示すほか行っていない。したがって、評価点別分布状況を記した文書及び点数別分布状況を記した文書を作成する必要がなく、作成しなかったため、本件対象文書は存在しない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成31年度職員採用試験における第2次試験（人物試験）の各受験者の評価点別分布状況を記した事務文書及び平成31年度職員採用試験における第2次試験（専門記述

試験（政治学）、英語試験）の各受験者の点数別分布状況を記した事務文書である。館長は、本件対象文書を作成及び保有していないとして不開示としている。

2 本件対象文書の存否について

(1) 本件対象文書の作成の有無について

館長は、本件対象文書について、作成しておらず存在していないと説明していることから、この点について以下検討する。

平成 31 年度職員採用試験第 2 次試験の合否を判定するに当たっては、担当部署において、受験者の試験結果等の情報を管理している受験者台帳に各受験者の試験ごとの得点及び合計点を記入し、それを基に第 2 次試験の合否を判定している。そのため、評価点別分布状況及び点数別分布状況は、同試験の合否を判定する上で必要な情報ではなく、事後の分析等に用いられることもない。また、試験結果は、個別に合否の結果のみを通知しており、試験結果の公表も、合格者の受験番号と人数を示すほか行っていない。したがって、同試験に係る業務の遂行上、別途評価点別分布状況を記した文書及び点数別分布状況を記した文書を作成する必要性がないから、これらを作成していないとする館長の説明に、特段不自然な点は見当たらず、国立国会図書館において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

(2) 本件対象文書の探索について

館長は、本件開示の求めを受け、仮に文書が存在するとした場合、担当部署において保管している「採用試験実施に関する決裁」のファイルに含まれることとなることから、文書管理システム上のファイルを確認させるとともに、担当部署の棚の中などを確認させたものの、本件対象文書は発見できなかつたと説明する。

念のため、文書管理課が本件対象文書を保有していないか、事務局職員に探索させたところ、該当する事務文書は発見できなかつた。よって、これを保有していないとする館長の説明は、是認できる。

3 苦情申出人のその他の主張について

苦情申出人は、その他種々主張するが、いずれも審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示としたことについては、国立国会図書館において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

なお、館長は、苦情申出人の開示の求めに対し、開示しない理由を「本件開示の求めのあった事務文書については、作成又は取得しておらず、保有していない。」とのみ示して不開示の通知を行ったところであるが、本件対象文書を作成せず保有していない理由を具体的に示すべきであった。対象文書が存在しない場合も、その背景を十分説明した上で不開示の通知を行うよう、今後の実務において留意することが期待される。

第 5 答申をした委員

鈴木庸夫、岡田正則、野村武司